

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月及び同年 9 月

私の父は、私が結婚する前に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、私が国民年金の任意加入手続を行い、昭和 58 年 5 月から継続して保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、昭和 58 年 5 月 21 日に国民年金の任意加入被保険者となり、同年 5 月から申立期間を除き 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで国民年金保険料を全て納付していることが確認でき、申立内容に不自然さはない。

また、申立期間及びその前後において申立人の住所及び夫の職業に変更は無く、生活状況に変化は無かったと認められる上、申立期間は 2 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの期間、54年10月から55年3月までの期間、同年10月から56年3月までの期間及び57年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から46年3月まで
② 昭和54年10月から55年3月まで
③ 昭和55年10月から56年3月まで
④ 昭和57年4月から同年9月まで

私の妻は、私が昭和45年に会社を退職して事業を営むことになった際に、将来のために夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は4か月、申立期間②、③及び④は6か月と短期間で、それぞれ前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立期間①直前の昭和45年8月から同年11月までの保険料が46年11月10日に還付決議されており、還付金が発生した場合は、還付を受けるべき者につき納付すべきとされている保険料がある時は、還付に代えて還付金をその保険料に充当することとされているが、当該還付時点で保険料を充当することができる申立期間①に充当されていることは確認できないため、還付決議日時点で申立期間①の保険料は納付済みであったと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月及び同年 11 月

私の妻は、昭和 52 年 10 月頃に夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、送付されてきた納付書で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から昭和 52 年 10 月頃に夫婦連番で払い出されたと推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間直後の 2 か月は保険料が納付済みとなっており、加入手続きを行いながら加入直後の申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時経済的に大きな変化は無かったと説明しているところ、申立期間は 2 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）（事業所記号番号：C）における資格喪失日に係る記録及び同社（事業所記号番号：D）における資格取得日に係る記録を昭和53年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月31日から同年8月7日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社E工場から同社F支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、B社は、申立人に係る資格喪失日を8月1日とすべきところを7月31日としたと思われると回答していることから、昭和53年8月1日とすることが妥当である。

また、昭和53年7月の標準報酬月額については、申立人のA社（C）における同年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和53年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事

業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年7月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成8年4月1日から同年10月1日までの期間及び申立期間②のうち、10年10月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、8年4月から同年9月までは44万円、10年10月から11年9月までは36万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成11年10月1日から12年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月1日から9年10月1日まで
② 平成10年10月1日から12年8月1日まで
③ 平成14年5月1日から15年4月2日まで

A社（平成12年7月1日にB社から名称変更）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給額よりも低い記録とされている。預金通帳の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成8年4月から同年9月までの期間について、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、当初、同年4月及び同年5月は44万円と記録されていたところ、同年6月25日付けで、同年4月1日の資格取得日に遡って28万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、上記減額訂正が行われた平成8年6月25日時点において、B社の事業主を含む被保険者9人全員についても、申立人と同様に、各々の標準報酬月額が、資格取得時に遡って減額訂正されており、事業主である代表取締役及びその弟（取締役）の標準報酬月額については、当初の50万円から9万8,000円に減額されている。

さらに、申立人から提出された申立人名義の預金通帳（写し）により、B社からの給与振込が確認でき、当該期間において、毎月35万9,000円以上の給与が振り込まれていることが確認できる。

加えて、申立期間①当時に、B社に勤務していた元同僚は、同社の経営状態が順調ではなかった時期があり、平成8年4月頃に給与の遅配があった旨供述している。

なお、B社の商業・法人登記簿謄本により、申立人は同社の役員ではなかったことが確認できる上、上記元同僚は、申立人はシステム部に所属し、システムの設計及び開発を行っていたと供述していることから、上記減額訂正への関与は認められない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、上記標準報酬月額の減額訂正は事実即したものと考えることは難しく、当該減額訂正を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成8年4月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間①のうち、平成8年10月から9年9月までの期間については、上記訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）において28万円と記録されているところ、当該処理については上記訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所における不合理な訂正処理等の事実は認められない。

また、A社は、当時の資料を保存しておらず、当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができないと回答している上、申立人及び元同僚も給与支払明細書等の資料を保管していない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②のうち、平成10年10月から11年9月までの期間について、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、当初、10年10月から11年8月までは36万円と記録されていたところ、同年9月3日付けで10

年 10 月の定時決定が遡って取り消され、11 年 9 月 6 日付けで当該記録が 20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、B 社においては、160 人以上の従業員が、申立人と同様に標準報酬月額の見直し処理が行われており、このうち 24 人は同社における被保険者資格喪失日後に当該処理が行われていることが確認できる。

さらに、B 社に係る滞納処分票によると、同社では当該期間において、社会保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、B 社の商業・法人登記簿謄本により、申立人は同社の役員ではなかったことが確認できる上、複数の元同僚は、申立人の職務内容について、「システム開発」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額の当該減額訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、上記標準報酬月額の減額訂正は事実上即したものと認められ、当該減額訂正を遡って行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成 10 年 10 月から 11 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間②のうち、平成 11 年 10 月から 12 年 7 月までの期間については、上記訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 11 年 10 月 1 日）において 20 万円と記録されていたところ、当該処理については上記訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所における不合理な訂正処理等の事実は認められない。

しかしながら、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有していないが、申立人と同様に、平成 11 年 9 月 3 日付け及び同年 9 月 6 日付けで減額訂正が行われた従業員が保有する給与支払明細書によると、減額訂正後の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、減額訂正が行われる前の標準報酬月額と同額であり、減額訂正が行われた同年 9 月以降も減額訂正前と同額の保険料が控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は 20 万円と記録されているが、申立人名義の預金通帳の写しでは、当該期間について、毎月 36 万円以上の給与が振り込まれていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人に係る上記訂正後の平成 11 年 9 月の標準報酬月額から、36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

5 申立期間③については、社会保険事務所における不合理な訂正処理等の事実は認められない。

また、A社は、当時の資料を保存しておらず、当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができないと回答している。

さらに、申立人から提出された当該期間に係る預金通帳において確認できる給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、申立人と同様に、平成14年5月の随時改定により減額となった従業員から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、当該従業員から提出された給与明細書に付属する「支払賃金給与明細表」及び「概算賃金予約表」と題する書面の内容から判断すると、A社は、当時、社会保険事務所に対して、本来の給与額とは異なる低い額で報酬月額の届出を行い、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を行っていたことがうかがえる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給料支給明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支給明細書及びA社から提出された給料支給計算書において確認できる保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年5月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社に入社後、A社へ出向し、再びB社へ復職しており、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様に、A社に出向し、B社に復職した同期入社複数の従業員の供述及び現在のB社人事担当者の回答から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和51年5月16日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失届を社会保険事務所に対して誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、A社に平成元年1月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず不明であるが、事業主が資格喪失日を平成元年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額より低くなっていることに納得できないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年3月31日）の後の平成5年11月5日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる上、事業主及び元従業員11人の標準報酬月額についても、申立人と同様に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業・法人登記簿謄本では、申立人が申立期間に同社の取締役であったことが確認できるものの、複数の元従業員は、申立人は営業担当として勤務しており、社会保険事務には関わっていなかった旨供述していることから判断すると、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額を9万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間③について、標準報酬月額の決定の基礎となる平成21年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月31日
② 平成18年4月1日から22年2月1日まで
③ 平成22年2月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。当該期間に係る賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②及び③に係る厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と相違している。当該期間に係る給与支給明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①及び②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①について、申立人から提出のあった当該期間に係る賞与支給明細書により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、9万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成23年3月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているところ、申立期間①当時の同社の社会保険事務担当者は、社会保険事務所（当時）に対する申立てに係る賞与支払届の提出を失念し、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、申立人から提出のあった当該期間に係る給与支給明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、申立期間②に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与支給明細書において確認できる保険料控除額に

見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間③に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、26万円と記録されている。

しかし、申立人から提出のあった給与支給明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成21年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成17年4月から同年10月までを38万円、同年11月から18年2月までを36万円、同年3月を44万円、同年4月を38万円、同年5月及び同年6月を36万円、同年7月を38万円、同年8月を41万円、同年9月から同年11月までを36万円、同年12月を41万円、19年1月を38万円、同年2月を41万円、同年3月を38万円、同年4月を41万円、同年5月及び同年6月を44万円、同年7月及び同年8月を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から19年9月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除された厚生年金保険料に見合うものとなっていない。申立期間に係る給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成17年4月から同年10月までは38万円、同年11月から18年2月までは36万円、同年3月は44万円、同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は36万円、同

年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月から同年11月までは36万円、同年12月は41万円、19年1月は38万円、同年2月は41万円、同年3月は38万円、同年4月は41万円、同年5月及び同年6月は44万円、同年7月及び同年8月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成17年6月を41万円、同年7月及び同年8月を50万円、同年9月を44万円、同年10月及び同年11月を53万円、同年12月及び18年1月を56万円、同年2月を53万円、同年3月を50万円、同年4月及び同年5月を56万円、同年6月から同年8月までを50万円、同年9月から同年11月までを62万円、同年12月を50万円、19年1月を47万円、同年2月を41万円、同年3月を44万円、同年4月を56万円、同年5月を44万円、同年6月を53万円、同年7月から同年9月までを62万円、同年10月を56万円、同年11月から20年4月までを62万円、同年10月を56万円、同年11月を50万円、同年12月を56万円、21年1月から同年3月までを62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から21年4月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除された厚生年金保険料に見合うものとなっていない。申立期間に係る給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定するこ

ととなる。

したがって、申立期間のうち、平成 17 年 6 月から 20 年 4 月まで及び同年 10 月から 21 年 3 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、17 年 6 月は 41 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 50 万円、同年 9 月は 44 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 53 万円、同年 12 月及び 18 年 1 月は 56 万円、同年 2 月は 53 万円、同年 3 月は 50 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 56 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 50 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 62 万円、同年 12 月は 50 万円、19 年 1 月は 47 万円、同年 2 月は 41 万円、同年 3 月は 44 万円、同年 4 月は 56 万円、同年 5 月は 44 万円、同年 6 月は 53 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 62 万円、同年 10 月は 56 万円、同年 11 月から 20 年 4 月までは 62 万円、同年 10 月は 56 万円、同年 11 月は 50 万円、同年 12 月は 56 万円、21 年 1 月から同年 3 月までは 62 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 5 月及び同年 6 月について、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高いものの、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも低いことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 20 年 7 月から同年 9 月までについて、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 28 万円とされている。しかし、申立人は、申立期間について、当初記録されていた標準報酬月額（28 万円）より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を、平成 12 年 7 月から同年 12 月までは 34 万円、13 年 1 月は 38 万円、同年 2 月は 34 万円、同年 3 月は 36 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 38 万円、同年 7 月は 36 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 34 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで

A 社 B 工場で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社同工場は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、訂正後の標準報酬月額は保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い上、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社 B 工場における申立期間の標準報酬月額について、当初、28 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料

の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 6 月 11 日に 28 万円から 32 万円に訂正されているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額はその訂正後の標準報酬月額（32 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（28 万円）となっている。

しかしながら、A 社 B 工場及び申立人から提出された給与明細書によると、申立人は、申立期間について、当初記録されていた標準報酬月額（28 万円）より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成 12 年 7 月から同年 12 月までは 34 万円、13 年 1 月は 38 万円、同年 2 月は 34 万円、同年 3 月は 36 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 38 万円、同年 7 月は 36 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていないとしていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から9年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、家計簿に記載されている実際に受け取っていた報酬額よりも低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年1月30日）より後の平成10年2月6日付けで、8年1月に遡って9万8,000円に減額訂正されている上、申立人と同様に減額訂正されている者がほかに7人確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、申立人は取締役であったことが確認できる。

しかし、A社で経理事務を担当したとする従業員は、申立人は営業の責任者として勤務し、社会保険の届出事務に関与していなかった旨供述しており、他の従業員も同様の供述をしている上、雇用保険の加入記録及びオンライン記録では、申立人は上記減額訂正時において別の事業所に勤務していることが確認できる。

また、上記減額訂正処理について、A社の事業主は、「社会保険事務所へ行き、事業が赤字となったため、保険料が払えなくなった旨説明したところ、報酬を下げることで保険料を払わなくて済むという話を聞いた。社会保険事務所へは一人で行ったと思う。」旨回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成10年2月6日付けで行われた当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和32年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は、35年3月19日であると認められることから、申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和32年3月から35年2月までの標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から35年3月頃まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和32年3月1日と記録されているが、資格喪失日の記載は無く、当該被保険者名簿の欄外に「仮」と表示されていることが確認できる。当該表示について、管轄のB年金事務所は、当該被保険者名簿は仮のものであり、36年*月のB社会保険事務所（当時）設置の際、何らかの事情で名簿を紛失したため、社会保険庁（当時）業務課が保有する資格記録原簿に基づき判明する部分のみを記録したものである旨回答している。

また、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和32年3月1日と記録されているが、資格喪失日に係る記録は無く、当該記録は申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できることから、社会保険事務所（当時）における申立人に係る厚生年金保険の記録管理は十分に行われていなかったものと認められる。

一方、上記被保険者名簿によると、A社は、昭和35年5月1日に厚生年金

保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、同社における申立人の勤務期間について確認することができない。

しかしながら、上記被保険者名簿により、連絡先が判明した従業員8人に照会したところ、回答を得られた7人のうち6人が申立人を記憶している上、そのうちの一人（事業主の妻）は、申立人は結婚を機に昭和35年3月頃に退職したとしており、また、他の一人は、申立人は自身が退職する1か月くらい前の同年3月頃に退職した旨供述していることから、申立人は申立期間においてA社に勤務していたものと推認できる。

また、申立人は、昭和35年3月*日に結婚式を挙げるため、その*日くらい前にA社を退職した旨供述しているところ、申立人から提出された結婚式の写真の裏面には「S35. 3. *C神社」と記載されていることが確認できる。

これらのことから、申立人は結婚式を挙げた昭和35年3月*日の*日前の同年3月18日までは、少なくともA社に勤務していたものと考えるのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において昭和32年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における資格喪失日は、35年3月19日であると認められる。

なお、昭和32年3月から35年2月までの標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月15日及び18年7月20日は61万1,000円、19年7月10日及び20年12月19日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月20日
③ 平成19年7月10日
④ 平成20年12月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について誤って届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与の支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年7月15日及び18年7月20

日は61万1,000円、19年7月10日及び20年12月19日は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月15日及び18年7月20日は25万8,000円、19年7月10日及び20年12月19日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月20日
③ 平成19年7月10日
④ 平成20年12月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について誤って届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与の支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年7月15日及び18年7月20

日は25万8,000円、19年7月10日及び20年12月19日は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月15日及び18年7月20日は82万3,000円、19年7月10日は59万3,000円、20年12月19日は63万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月20日
③ 平成19年7月10日
④ 平成20年12月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について誤って届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与の支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年7月15日及び18年7月20

日は 82 万 3,000 円、19 年 7 月 10 日は 59 万 3,000 円、20 年 12 月 19 日は 63 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月15日は39万6,000円、18年7月20日は40万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年7月20日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について誤って届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与の支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年7月15日は39万6,000円、18年7月20日は40万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月 15 日及び 18 年 7 月 20 日は 23 万 5,000 円、19 年 7 月 10 日は 21 万 5,000 円、20 年 12 月 19 日は 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 15 日
② 平成 18 年 7 月 20 日
③ 平成 19 年 7 月 10 日
④ 平成 20 年 12 月 19 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について誤って届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与の支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 7 月 15 日及び 18 年 7 月 20 日は 23 万 5,000 円、19 年 7 月 10 日は 21 万 5,000 円、20 年 12 月 19 日は 17 万円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていないことが、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月21日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月21日から同年7月1日まで
A社から分社したC社に異動したが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和45年5月21日から同年6月1日までの期間について、申立人と同時期にA社からC社に異動が確認できる従業員26人のうち、一人から提出された給与支払明細書、複数の従業員の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、事業主が申立人に係る資料を保管していないため特定することはできないが、A社は、会社分割に伴い、昭和45年6月1日にD社に名称変更していることがオンライン記録により確認できることから、申立人のA社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保存年限を経過しているため、確認できる資料が無いと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと

判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和 45 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、複数の従業員の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、前述の従業員から提出された給与支払明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、当該従業員と同時期に異動した申立人についても、当該期間に係る厚生年金保険料は控除されていなかったと推認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月21日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から40年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が当時受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。申立期間に係る給料明細書を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給料明細書を提出し、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和39年7月の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立

てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和39年8月から40年6月までの標準報酬月額については、上記給料明細書によると、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで
A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所から関連会社であるB社（現在は、C社）に異動はしたが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録によると、A事業所における離職日は昭和59年3月31日、B社における資格取得日は同年4月1日となっており、申立人は、A事業所及びB社において継続して雇用保険に加入していることが確認できる。

一方、C社から提出された申立人に係るA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、資格喪失日は昭和59年3月31日となっていることが確認できる。

しかしながら、A事業所及びB社の申立期間当時の事業主（同一人）は、申立人を昭和59年4月1日付けでA事業所からB社に転籍させたとしており、申立人のA事業所における資格喪失日を同年4月1日として社会保険事務所（当時）に届け出るべきところを、誤って同年3月31日として届け出たが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除していたと思うと供述している。

また、上記事業主が経営するD学園の現在の総務担当者は、A事業所及びB社の給与事務等は、申立期間当時も同学園が行っており、A事業所及びB社に継続して勤務していたのであれば、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていたと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A事業所及びB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をA事業所の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和59年2月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月まで

私は、20 歳になった直後の昭和 49 年*月か*月頃に市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②においても、同年 10 月から 50 年 2 月までの期間は施設に勤務していたが、保険料を納付していたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、20 歳になった直後の昭和 49 年*月か*月頃に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと説明しているが、申立人は、保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が明確ではない上、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、当該時期に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 2 申立人は、申立期間②において、職員として勤務し、国民年金への再加入手続を行い、保険料を納付していたと説明しているが、申立人は、再加入手続、保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が明確ではない上、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立期間②において申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 3 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13466 (事案 13095 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成21年4月から22年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月から22年1月まで

私は、平成21年3月に失職して間もない頃、国民年金保険料の免除申請手続きを行い、4分の1の保険料の免除が承認された後、初めて送られてきた納付書により、申立期間の4分の3の保険料を一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。私は、前回の申立てに対する「委員会の判断の理由」に納得できないので、前回提出している家計簿を含め、再調査を要請する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間を含む平成21年4月から22年5月までの期間の家計簿を提出しているが、i) 当該家計簿には、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す支出記録は見当たらないこと、ii) 申立期間は、保険料の収納事務が国に一元化された14年4月以降の期間であり、事務処理の電子化等が一層促進されたことなどにより、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、24年3月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記通知の「委員会の判断の理由」に納得できないとして、前回提出している家計簿を含め、再調査を要請する再申立てを行っているが、当該家計簿を再度検証した結果、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13467 (事案 13205 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 58 年 6 月まで

私は、外国籍だったため、20 歳の時は国民年金には加入できなかったが、昭和 57 年 1 月から加入できるようになったので、母及び弟から加入した方が良いと勧められ、市役所で加入手続きを行い、納付書で国民年金保険料を納付してきた。前回の申立てにおいて、58 年 7 月から 59 年 9 月までの保険料については納付していたものと認められたが、私は、57 年 1 月から保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 9 月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 6 月 6 日付けで申立期間の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、外国籍でも国民年金に加入することができるようになった昭和 57 年 1 月頃に母親と弟から国民年金への加入を勧められたことを思い出したとして再申立てを行っているが、申立人の母親及び弟から、申立人が申立期間当初に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から49年3月までの期間及び50年4月から56年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から49年3月まで
② 昭和50年4月から56年9月まで

私は、元妻と婚姻していた期間を除く申立期間の国民年金保険料を市役所から実家に送付された納付書により納付し、婚姻していた期間については、元妻が夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、市役所から実家に送付された納付書により自身で国民年金保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和49年11月20日に婚姻後の住所で払い出されている上、申立人の実家がある市における国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認による調査の結果、46年6月から49年10月までの期間に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は見当たらない。

また、申立期間①の保険料は、上記手帳記号番号の払出時点では、第2回特例納付及び過年度納付により納付することとなるが、申立人は、当該期間の保険料に係る納付勧奨を受けた記憶は無く、特例納付を含め、当該期間の保険料を遡って納付したことはなかったと説明している。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、元妻と婚姻期間中の自身の保険料は元妻が夫婦二人分を納付し、元妻と離婚後、昭和51年4月以降の保険料は、実家のある市で再度住民登録を行い、婚姻前と同様に市役所から実家に送付された納付書

により自身で保険料を納付していたと説明しているが、婚姻期間中に夫婦の保険料を納付していたとする元妻は、申立期間②のうち、50年4月から51年4月までの期間の保険料が未納である。

また、申立人の住民票によると、申立人が実家のある市に再度住民登録を行った日は、申立期間②直後の昭和56年10月1日であることが確認できることから、それまでは実家のある市から申立人に納付書は送付されることはなく、保険料を納付することができなかったと考えられる上、実家のある市ではなく婚姻期間中に居住していたとする市において管理されている上記手帳記号番号に係る年度別納付状況リスト（57年12月14日現在）の区分欄には申立人の居所が把握されていない状況にあることを示す「フザイ」と記録されていることから、申立人に同市から納付書が届いていたとは考え難い。

さらに、申立人の二つ目の手帳記号番号は、昭和57年5月頃に払い出されているが、当該払出時点では、申立期間②の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

このほか、申立人及びその元妻が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人及びその元妻が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から6年3月まで
私の母は、私が20歳になった平成元年*月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料は、その後、集金人に家族の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が20歳になった平成元年*月頃に申立人の国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人の年金手帳に記載されている住所は、申立人が20歳当時に居住していた住所ではなく、2年12月以降に居住している住所であることが住民票により確認できる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成6年4月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間の保険料を納付していたとする母親は、これまでに申立人の年金手帳を紛失したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、申立期間当時は家族の保険料と一緒に納付していたとしているが、オンライン記録では、申立期間のうち、母親及び父親の平成3年4月から同年6月までの期間及び母親の5年7月から同年12月までの期間の保険料は未納（母親及び父親の3年5月及び同年6月の保険料は、時効後に納付されたことを理由に還付）となっている上、母親及び父親の元年8月から3年3月までの期間の保険料は免除とされており、母親は、保険料が免除されている期間は申立人の保険料は納付していなかったと思うと説明している。

加えて、申立人の母親は、家族の保険料を毎月集金人に納付していたとしている

が、母親及び父親は、申請免除後は保険料を2か月から12か月単位でまとめて納付していることがオンライン記録で確認でき、説明と相違する。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月までの期間、同年 8 月から 56 年 3 月までの期間、57 年 4 月から平成 5 年 6 月までの期間、7 年 4 月、同年 5 月、12 年 4 月から同年 7 月までの期間、13 年 5 月、同年 6 月、同年 8 月、14 年 1 月、同年 4 月から同年 7 月までの期間、19 年 4 月及び同年 5 月、同年 7 月、同年 11 月、同年 12 月、20 年 10 月から同年 12 月までの期間、21 年 2 月から同年 11 月までの期間、22 年 1 月及び同年 4 月から 23 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 52 年 8 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から平成 5 年 6 月まで
④ 平成 7 年 4 月及び同年 5 月
⑤ 平成 12 年 4 月から同年 7 月まで
⑥ 平成 13 年 5 月及び同年 6 月
⑦ 平成 13 年 8 月
⑧ 平成 14 年 1 月
⑨ 平成 14 年 4 月から同年 7 月まで
⑩ 平成 19 年 4 月及び同年 5 月
⑪ 平成 19 年 7 月
⑫ 平成 19 年 11 月及び同年 12 月
⑬ 平成 20 年 10 月から同年 12 月まで
⑭ 平成 21 年 2 月から同年 11 月まで
⑮ 平成 22 年 1 月
⑯ 平成 22 年 4 月から 23 年 12 月まで

私の夫は、会社を退職後、夫婦二人の国民年金の加入手続をしてくれ、集金に来ていた区職員に二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。昭和 54 年に転居後しばらくしてから口座振替に納付方法を変え、残高不足で保険料の引き

落としができなかった月については、後から私が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付していた。申立期間⑯の保険料は納付したはずであるが、納付勧奨を受けたために仕方なく再度納付した。申立期間①から⑯までの期間の保険料が未納とされていることに納得できない。また、申立期間⑯の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年4月に夫と連番で払い出され、当該期間の夫の大部分の国民年金保険料は納付済みであるものの、当該期間の夫婦二人分の保険料を納付していたとする夫は、基本的には二人分の保険料を集金に来ていた区職員に納付していたが、夫婦のどちらか片方の保険料だけを納付したことも何度かあったと述べている。また、申立期間③直後の平成5年7月から7年3月までの期間の申立人の保険料は、同年8月から9年4月までの期間に1、2か月分ずつ過年度納付されているのに対し、夫の保険料はおおむね翌月に納付されており、納付時期が異なることがオンライン記録で確認できる上、申立期間③は、5年7月の保険料が過年度納付された7年8月時点で時効により保険料を納付することができない期間である。

申立期間④については、申立人の夫は平成6年6月分から口座振替の変更を行っていることが預金口座振替依頼書で確認でき、当該期間の保険料を口座振替で納付していることが推認できるが、申立人は、申立人の長女とともに7年7月分から夫名義の口座から新規で口座振替の申込みをしていることが確認でき、夫婦で納付方法は相違している。また、長女の当該期間の保険料は、長女が9年1月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことによって既に納付されていた保険料が当該期間に充当されたことにより納付済みとなったもので、当該充当前までは未納であったことが確認できる。

申立期間⑤については、当該期間のうち平成12年4月から同年6月までの期間の夫の保険料も未納であり、当該期間直後の同年7月分は預金口座残高不足により一人分の保険料のみが口座振替で納付されていることが普通預金月中取引記録表で確認できる。

申立期間⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯については、平成17年から23年までの申立人の確定申告書の社会保険料控除欄に国民年金保険料額の記載はあるが、その金額は、記録上、申立人が17年1月から23年12月までの間に納付した保険料額に申立期間⑩から⑯までの保険料額を加えた額と一致しない。申立期間⑬のうち20年10月、申立期間⑭のうち21年11月及び申立期間⑮の国民年金基金掛金は還付済みとなっていることから、申立人は当該期間の国民年金保険料が未納となっていることを認識していたと推認できる。

さらに、申立期間は16回、合計で20年以上と長期間に及び、申立期間⑤から⑨までの期間及び申立期間⑩から⑯までの期間は近接しており、これだけの回数 of 事務

処理を行政が続けて誤ることも考えにくい上、申立期間⑤から⑩までは基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、記録漏れ及び記録誤り等の生じる可能性は極めて低く、申立期間⑨から⑩までは保険料収納業務が国において一元的に行われることになった14年4月以降の期間であり、納付書作成、オンライン記録への収録等の事務処理の機械化がより一層促進され、人為的誤りの生ずる可能性は著しく低い。

加えて、申立人から申立期間の保険料の納付状況等に関する説明について協力が得られないことから保険料の納付状況等の詳細を確認することができず、ほかに申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 2 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 1 月まで

私は、高校を卒業後、私の母が経営していた店で働き始めたが、収入が少なかつたので国民年金保険料は納付していなかった。結婚が決まり、それまで未納となっていた保険料を実家に届いていた納付書で何回かに分けて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたと推認される平成 3 年 7 月から同年 10 月頃までの間では、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間直後の 2 年 2 月から同年 8 月までの保険料は 4 年 4 月 2 日に過年度納付されており、この納付日時点でも、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、オレンジ色の上記手帳記号番号が記載された年金手帳を 1 冊所持しており、この年金手帳が初めて受け取った手帳であり、手帳の紛失はないと述べているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付回数及び納付額に関する記憶が明確でないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から11年3月まで

私は、国民年金に加入した当初は自身で国民年金保険料を納付していたが、途中から、父にお金を渡して私の保険料を納付してもらうようになった。一時期、保険料を納付しても将来年金が受け取れないといった話があり、父と相談して保険料の納付を見合わせた。その後、保険料の納付を再開し、申立期間を含め納付が遅れていた期間は父が遡って保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとする父親は、保険料の納付時期、納付場所及び納付回数の記憶が明確でなく、申立期間直後の平成11年4月から同年10月までの保険料が納付された12年3月時点で、申立期間のうち10年1月以前の期間は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、記録漏れ及び記録誤り等の生じる可能性は極めて低く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの期間及び10年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から9年3月まで
② 平成10年8月

私は、両親から学生時代は国民年金保険料を免除してもらえるが卒業後は保険料を納めなければいけないと言われたので、私が申立期間の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、大学卒業後は自身で国民年金保険料を納付していたとし、未納保険料の督促が送られてきた記憶は無いとしているが、申立人が当時居住していた市では、自主納付の未納者に対して四半期に一度、未納のお知らせを送付していたとしているなど、申立人は、申立期間に係る保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等に関する記憶が明確ではない。

申立期間②については、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿では、申立人は当該期間前の平成9年7月から口座振替により保険料を納付していることが確認できるが、申立人が保険料の口座振替に指定した金融機関の通帳では、当該期間の保険料が引き落とされている記録は確認できない。

また、上記市では、当該期間当時、保険料が口座振替不能となった場合、その月分の納付書を後日送付していたとしているが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月及び同年3月

私は、申立期間の国民年金保険料が未納だったため、時期は覚えていないが、就職後に平成13年6月から居住していたA市から未納の通知が届き、当該市役所の窓口で保険料を納付したことを鮮明に覚えている。それが申立期間の保険料だったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の未納の通知が届いたので、A市の窓口で保険料を納付したとし、その後、あるいはB市で納付したかもしれないと供述している。

しかし、申立人は、申立期間に居住していたC市を転出後、平成7年3月からD市、11年8月頃からB市、13年6月からA市と居住先を移動しており、時効の関係で申立期間の未納分の保険料を納付することができるのは、D市に居住していた期間の8年3月及び同年4月までであり、それ以降のB市、A市に居住していた期間においては、申立期間の保険料を納付することはできない。

一方、D市の所轄社会保険事務所（当時）から、申立人に対して、平成7年4月24日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付書作成時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、当該納付書の記憶はあるものの、当該市に居住していた期間においては申立期間の保険料を納付した記憶は無いとしている。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月から45年3月まで
私の母は、私が20歳になってすぐに私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になってすぐに申立人の母親が国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は第1回特例納付実施期間中である昭和46年2月頃に払い出されており、申立人の母親は、この頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、この払出時点では、申立期間の国民年金保険料は当該特例納付及び過年度納付により納付することとなるが、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、自身の保険料を当該特例納付で納付している期間があるものの、申立人の保険料を遡って納付した記憶は無いとし、保険料の納付状況に関する記憶が明確ではない。

また、申立人が現在所持している年金手帳は、厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳のみであるが、申立人は厚生年金保険に加入する前に国民年金手帳を1冊所持していたとし、当該国民年金手帳は上記払出時点で払い出された手帳と推認できるものの、申立人はそのほかに国民年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の氏名は見当たらないなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの期間、14年3月及び15年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月から同年3月まで
② 平成14年3月
③ 平成15年3月

私は、会社を退職後の平成6年1月頃に国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料を社会保険事務所（当時）又は金融機関で納付した。申立期間②及び③の保険料は、当時居住していた市役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金加入当初に当該期間の国民年金保険料のみ納付し、当該期間直後の平成6年4月から厚生年金保険に加入する直前の12年2月までの期間の保険料は納付しなかったとしているものの、当該期間の保険料の納付金額及び納付回数等は覚えていないとしている上、当該期間前の4年2月及び同年3月分の保険料を国民年金加入当初に過年度納付していることがオンライン記録で確認できるが、申立人は、過年度納付していることも覚えていないとしており、国民年金加入当初の保険料の納付状況に関する記憶が明確ではない。

申立期間②については、申立人は、当該期間における厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶が明確ではないほか、平成19年9月20日に当該期間に係る被保険者資格記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点までは、制度上、保険料を納付することができない未加入期間であったと考えられる上、当該記録追加時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない。

申立期間③については、申立人は、当時居住していた市の市役所で当該期間の保険料を納付したとしているが、平成14年4月以降の保険料は、区市町村役場の窓口では収納取扱いを行っておらず、申立人の主張と符合しない。

また、当該期間直前の平成14年5月から15年2月までの保険料は、当時居住していた市から転居した後の同年9月以降に3回に分割（4か月分を2回と2か月分を1回）して過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該期間は国に収納業務が一元化された14年4月以降の期間であり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私は、昭和49年3月頃に私の父に勧められて市役所で国民年金の加入手続きを行い、2年分の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月頃に父親に勧められて国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は51年7月頃に払い出されており、申立人はこの頃に加入手続きを行ったものと考えられ、申立内容と符合しない上、申立人は、上記手帳記号番号払出時点で納付可能であった申立期間直後の49年4月から51年3月までの2年分の国民年金保険料を過年度納付していることが、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿で確認できるものの、当該払出時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が現在所持している年金手帳は、上記手帳記号番号のみが記載された年金手帳と、厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳の2冊であり、申立人はこのほかに別の年金手帳を所持していた記憶は無いとしているほか、申立期間を含む昭和45年4月から49年4月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の氏名は見当たらないなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで
私の父は、昭和48年4月頃に私の国民年金の加入手続を行い、区役所から自宅に来ていた集金人に申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和52年4月頃に長妹と2番違いで払い出されていることが推認でき、同時点で、申立期間の過半の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、父親が昭和48年4月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと説明しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同時期に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立人と手帳記号番号が2番違いで払い出されている長妹は、申立人と同様、昭和51年4月から保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

加えて、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の父親から申立期間当時の事情を聴取することができない上、申立人は、保険料の納付に関与していないことから、申立期間当時の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から平成2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年12月から平成2年1月まで
私は、昭和60年12月に会社を退職して1、2週間後、再就職したが、厚生年金保険の適用事業所でなかったため、同年12月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書で年に数回、金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が唯一所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、平成6年12月頃に払い出されたと推認でき、当該時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、昭和60年12月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、オンラインシステムによる調査の結果、同時期に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から52年3月まで

私の兄は、「母が家族全員の国民年金保険料を納付していたので、弟（申立人）の保険料を納付していたと思う。」と述べており、律儀だった母は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身（申立人）が20歳（昭和48年*月）になった時に母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと思うと説明しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同時期に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンラインシステムにより、申立人は、平成9年1月に厚生年金保険の記号番号を基に基礎年金番号が付番されていることが確認できるところ、申立人は、母親から国民年金手帳を渡された記憶及び国民年金保険料納付に関する話を聞いた記憶は無く、申立人の年金手帳では厚生年金保険に係る記載しか確認できない。

さらに、申立人の兄は、高校卒業後実家で家業に従事しているところ、「私の妻が国民年金に加入していなかったので、母が加入手続を行ってくれ、20歳までの保険料を遡って納めてくれた。何事もきちんとする母は、弟（申立人）についても加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思う。」と説明しているが、兄及びその妻は、母親から申立人の保険料の納付について直接話を聞いた記憶は無いと説明している。

加えて、申立人の保険料を納付していたとする母親からは申立期間当時の事情を聴取することができない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、申

立期間当時の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月26日から41年4月10日まで
② 昭和42年9月15日から44年1月31日まで
③ 昭和44年4月21日から同年9月20日まで
④ 昭和51年5月30日から52年2月28日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①、C社に勤務した申立期間②、D社（現在は、E社）に勤務した申立期間③及びF社に勤務した申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。

それぞれの事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間①から④までについて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社は、当時の関係者は全て死亡しており、資料も保管していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について不明と回答している。

また、申立人が自らの仕事内容について、新聞の配送等を夜9時から翌朝6時まで行っていたとしているところ、現在の代表取締役は、正社員については社会保険に全員加入させていたが、夜間勤務者の場合はアルバイトで、加入させていなかったと思う旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①に被保険者記録を有する元従業員7人に照会を行い4人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、このうち二人の元従業員は、主に新聞配送等の仕事に従事する夜間勤務者の場合は、正社員ではなくアルバイトで、厚生年金保険には加入していなかったと思う旨供述している。

加えて、申立人が覚えていた同僚の運転手について、A社に係る事業所別被保険者

名簿により同姓の者が二人確認できるが、消息は不明で照会を行うことはできない。

その上、申立期間①に係るA社における申立人の雇用保険及び健康保険組合の加入記録は確認できない上、上記被保険者名簿のうち、昭和32年10月1日（同社が厚生年金保険の適用事業所となった日）から申立期間①を含む42年10月6日までの期間において、申立人の氏名は無く、整理番号は連続しており欠番等も無い。

- 2 申立期間②について、C社は、昭和46年3月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡している上、申立期間②当時に取締役であった事業主の息子は、同社に関する資料は現存しておらず、申立人についての記憶も無い旨回答していることから、申立人の勤務実態、雇用形態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、上記元取締役は、運転手であっても正社員であれば厚生年金保険に全員加入させていたが、正社員以外の運転手の場合、厚生年金保険に加入させていたかは定かではない旨供述している。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間②当時に被保険者記録を有する元従業員11人に照会を行い10人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、このうち給与計算を担当していた事務員は、日雇、アルバイト、派遣等の運転手の場合は、社会保険に加入しておらず、保険料も控除していなかったと思う旨供述しているほか、元運転手の一人は、売上げの6割ぐらいを当日中に日払いで精算してもらう契約で、正社員とは異なり年金等には加入していなかった旨供述している。

加えて、申立期間②に係るC社における申立人の雇用保険及び健康保険組合の加入記録は確認できない上、上記被保険者名簿のうち、昭和42年5月21日から申立期間②を含む44年4月25日までの期間において、申立人の氏名は無く、整理番号は連続しており欠番等も無い。

- 3 申立期間③について、D社は、昭和44年8月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の消息も不明である上、44年に同社を買収したG社を、52年に吸収合併したE社は、G社（申立人は、44年9月21日から47年10月21日まで被保険者期間を有する。）以前の資料については保管していない旨回答していることから、申立期間③当時に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、D社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間③に被保険者記録を有する元従業員9人に照会を行い5人から回答を得たが、申立人について二人が覚えていたものの、勤務期間、雇用形態及び厚生年金保険の加入状況等については不明である旨供述しており、このうち一人の元従業員は、正社員になれば全員が厚生年金保険に加入していたが、同社では正社員以外の雇用形態もあり、それらの場合は加入していなかったと思う旨供述している。

さらに、申立人が覚えていた同僚の運転手について、D社に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、当該同僚の氏名は無く、当該同僚の厚生年金保険の加入記録によると、昭和43年10月1日から申立期間③を含む46年2月28日までの期間は、他社

における厚生年金保険の被保険者期間として記録されている上、当該同僚は既に死亡しているため、申立人の申立内容等について照会することができない。また、申立人が覚えていたもう一人の同僚は、上記被保険者名簿において、42年7月12日から44年8月30日までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録されているが、当該同僚に照会を行ったものの回答が無く、申立人の申立内容等について確認することができなかった。

加えて、申立期間③に係るD社における申立人の雇用保険、健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録は確認できない上、上記被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号は連続しており欠番等も無い。

- 4 申立期間④について、F社に係る適用事業所名簿及び事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和31年5月14日に厚生年金保険の適用事業所となり、46年1月6日にH社に名称変更の後、申立期間④の前の同年7月31日に閉鎖のため適用事業所ではなくなった旨記載されていることが確認できる。

また、F社の所在地を管轄する法務局では、同社の商業登記簿は閉鎖後20年以上経過しているため廃棄済みであるが、同社に係る目録により、同社は、昭和46年1月6日にH社に商号変更後、47年1月14日にI社に商号変更され、同年4月4日にJ県K市へ本店移転と記載されている旨回答している上、I社の商業・法人登記簿謄本によると、平成9年8月20日にL社に商号変更の後、M社と合併し解散の旨記載されている。

以上のことから、申立期間④において、申立事業所であるF社は、法人としての実態を確認することができない。

さらに、F社は、上記のとおり昭和46年7月31日に適用事業所でなくなっている上、事業主の消息も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、F社に勤務していた複数の元従業員の供述から、同社の親会社だったとするN社（M社と同一所在地）に照会を行ったが、F社との関係については不明である旨回答している。

なお、F社における申立人の勤務期間については、同社の厚生年金保険の適用期間、申立人の厚生年金保険の加入状況及び勤務に関する供述から推測すると、申立期間②又は③のうちのいずれかの期間に含まれるものと考えられ、同社に係る事業所別被保険者名簿から、当該期間に被保険者記録を有する元従業員12人に照会を行い8人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいなかった。

また、回答のあったうち二人の元従業員は、運転手の雇用形態には、正社員のほか、期間雇用、アルバイト、派遣、日雇等いろいろあったが、正社員以外の場合は手取額を多くしたいため、社会保険には加入していなかったと思う旨供述している。

さらに、推測される勤務期間に係るF社における申立人の雇用保険及び健康保険組合の加入記録は確認できない上、上記被保険者名簿のうち、昭和42年5月1日以降の期間において、申立人の氏名は無く、整理番号は連続しており欠番等も無い。

5 申立人は、申立期間①、②、③及び④において、各々の事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているところ、その事実を確認できる直接的な証拠や関連する資料等はないが、申立人の各申立事業所に関する当時の情報並びに当時の同僚及び自らの勤務等に関する具体的な供述から、申立人が各事業所における仕事に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の各事業所における勤務期間を特定することができない上、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社で勤務したことを証明できる資料は無いが、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に一般事務員として勤務していたと申し立てているところ、同社に申立期間当時勤務していた従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社（A社が昭和48年に社名変更）の代表取締役は、「申立期間当時のA社の代表取締役は既に死亡しており、また、当時の資料も無いことから、申立人の勤務状況や同社における厚生年金保険の取扱いについては不明である。」としている。

また、申立期間において、A社の厚生年金保険の被保険者であって、連絡先が判明した12人に照会したところ、回答のあった10人のうち、自身の入社年月日を記憶している5人は、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日に相違があると回答しており、いずれも、入社日後、1年4か月以上経過してから被保険者資格取得していることが確認でき、同社では、当時、入社後一定期間を経過してから、被保険者資格を取得させていた状況がうかがえる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿では、厚生年金保険とセットで処理していた健康保険の整理番号に欠番は無く、訂正された形跡も見当たらないことから、申立人の同社における厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 11 月 16 日から平成元年 4 月 1 日まで
② 平成 16 年 3 月 11 日から 17 年 2 月 28 日まで

A社が経営していたホテルB及びホテルCにフロントや売上管理担当として勤務していた申立期間①、また、D社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②については、勤務や給与額等を証明する資料は無いが、各事業所に勤務していたのは間違いないので、それぞれの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の昭和 61 年 11 月 16 日から平成元年 4 月 1 日までの期間について、A社が経営していたホテルB及びホテルCにフロントや売上管理担当として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社からは、申立人に係る勤務状況等のほか、人事記録や給与台帳等関係資料の有無等についての照会に対する回答を得られない上、同社の親会社であるE社は、当時の資料が無く、従業員の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについては、全て不明であると回答している。

そして、A社において、申立期間①に厚生年金保険の被保険者であって、連絡先が判明した従業員7人に照会したところ、回答のあった二人は、いずれも申立人を記憶していないとしている。

また、申立人は、最初の勤務先はホテルBであり、同ホテルで採用の面接を受けたとしているところ、上記回答のあった二人は、「A社では、厚生年金保険に加入できるのは、幹部候補生として採用された者のみであり、その他の者は加入させてもらえなかった。また、幹部候補生の採用の面接は、E社で行われ、幹部候補生が現地ホテルで面接を受けることはなかった。」としていることから、申立人は、仮に、A社に

勤務していたとしても、同ホテルでは、厚生年金保険の加入の対象とされていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人は、F社退職後の申立期間②の平成16年3月11日から17年2月28日までの期間について、D社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、公共職業安定所から提出された申立人に係る雇用保険の支給台帳全記録によると、申立人は、平成16年3月10日にF社を離職後、同年3月31日に求職者給付の受給手続を行い、同年8月11日から17年5月9日までの期間、その基本手当を受給していることが確認できることから、申立期間②においてD社に勤務し、報酬を得ていたとは考えられない。

また、D社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、同社の代表取締役は、当該期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、「厚生年金保険の適用事業所となっておらず、従業員の給料から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」としている。

さらに、申立人は、申立期間②において、国民健康保険の加入記録があり、しかも、国民年金保険料の納付記録及び免除記録も確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月1日から36年1月4日まで
A社(現在は、B社)には昭和35年11月1日に入社したが、年金事務所の記録では、同日以降の申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の昭和35年11月1日から36年1月4日までの期間について、A社に勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の加入記録が35年11月10日から平成8年11月30日までであること、また、B社から提出のあった申立人に係る昭和35年11月8日付けの採用時の関係資料「社員採用の件について」から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が作成し、B社が保管している申立期間当時の「健康保険厚生年金保険被保険者名簿(連名式)」によると、申立人は、昭和36年1月4日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録は、年金事務所が保管する同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の資格取得日と一致している。

また、上記の採用時の関係資料によると、「昭和35年11月11日付を以って左記の者を採用致度 試用期間参か月」と記載されているところ、申立人の入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が約2か月相違していることについて、B社は、入社当初は試用期間があり、その期間は、厚生年金保険に加入させず、その保険料の控除も行っていなかったはずであるとしている。

これについては、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間同時に同社の被保険者であって、連絡先の判明した従業員14人に照会し、回答があった者のうち、入社時期を記憶している4人は、いずれも厚生年金保険被保険者の資格取得日が、同社へ入社したとする日から約1か月ないし1年程度経過しており、しかも、当該従業員のうち

の一人は、「入社当初は試用期間があり、当該期間においては、厚生年金保険に加入しなかった。」と供述していることから、上記試用期間の取扱いについて裏付けられる。

さらに、申立人は、雇用保険の加入記録が昭和 35 年 11 月 10 日からであるにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が約 2 か月後の 36 年 1 月 4 日からとなっていることについては、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員 3 人の雇用保険の被保険者資格取得状況を確認したところ、いずれも厚生年金保険被保険者の資格取得日の約 1 か月ないし 4 か月程度前となっているため、A 社では、申立期間当時、入社時にまず雇用保険に加入させ、その後、数か月経過してから厚生年金保険に加入させるという取扱いを行っていたものと推認できることから、不自然な記録とは認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 10 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、B職として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に勤務していたとする申立期間の平成 19 年 10 月 1 日から 22 年 7 月 1 日までの期間のうち、19 年 10 月 2 日から 20 年 4 月 21 日までの期間については、同社は、申立人が日雇のアルバイトでB職として、同社に勤務していたとしている。

しかし、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、また、同社の代表取締役は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所となったことがなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することもなかった。」としている。

そして、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことについては、申立人が保有している申立期間のうちの平成 19 年 10 月、同年 11 月、20 年 1 月及び同年 11 月の給料支払明細書において、いずれの月も厚生年金保険料が控除されていないことも確認できる。

また、申立人は、申立期間のうち、そのほとんどを占める平成 19 年 10 月から 22 年 4 月までの期間において、国民健康保険の加入記録がある上、申立期間の全期間において、国民年金の加入記録があり、しかも、その保険料が法定免除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月中旬から14年4月1日まで
A病院（厚生年金保険の記録は、B研究所）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B研究所から提出された労働者名簿兼身上関係書及び常勤嘱託職員雇用契約書により、申立人は平成13年12月19日から見習アルバイト、14年1月から非常勤嘱託、同年4月1日から常勤嘱託として、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B研究所は、「正社員及び常勤嘱託は社会保険に加入させるが、見習アルバイト及び非常勤嘱託は社会保険に加入させていないため、申立期間は、申立人を社会保険に加入させておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している。

また、B研究所から提出された申立人に係る臨時嘱託職員雇用契約書によると、雇用期間（平成14年1月1日から同年3月31日まで）は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の適用は無い旨が記載され、申立人の署名及び押印が確認できる。

さらに、C区役所から提出された申立人に係る国民健康保険の加入記録によると、申立人は申立期間に国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、雇用保険及びB研究所が加入しているD健康保険組合における申立人の資格取得日は平成14年4月1日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から 49 年 4 月 30 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間の一部期間の給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の複数の元従業員及び同社の取引会社の元課長の回答により、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことはうかがえる。

一方、申立人から提出のあった B 社発行の在職証明書には、A 社の就業年月日は、「昭和 47 年 2 月 1 日～49 年 4 月 30 日」と記載されているところ、B 社は、「発行した
在職証明書は、本人の申告に基づいて作成したもので、当時の資料が無いため、在籍を確認できない。」旨回答している。

また、申立人から提出のあった昭和 47 年 2 月分給料支払明細書には事業所名が記載されておらず、B 社は、「保険料控除や届出等について当時の資料が無いため不明である。また、資料が無いため当該給料支払明細書が当社のものであるかどうか判断できない。」旨回答していることから、当該給料支払明細書が A 社のものであったと特定することができない。

さらに、上記給料支払明細書の係印欄に押印が確認できる者は、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票において、同姓の者を確認することができない一方で、同社の前に勤務した C 社に同じ姓の者がおり、同人は、「C 社では経理、人事の仕事をしており、給料の明細書を書いていた。」旨供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の一部を含む昭和 46 年 10 月 30 日から 47 年 5 月 11 日まで C 社で厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、上記給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額は、同社に係る申立人の

厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額に基づく保険料額と一致している。

このほか、申立人の申立期間における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23731 (事案 947 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 1 日から 45 年 1 月 26 日まで

A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、申立期間に正社員として勤務していた実態は確認できないとして、記録を訂正することはできないとの通知を受けた。

しかし、今回新たに、自身の入社時に受付にいた事業主の子 (現在は、申立人の C) の連絡先、国際運転免許証、D 国における同社の登記証、事業主の子 (現在は、申立人の E) に宛てた手紙、D 国における同社での業務中の写真及び同社の決算書を提出するので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B 社の役員の供述等により、申立人が申立期間において、正社員として勤務していた実態は確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、A 社の入社時に受付にいた事業主の子の連絡先、国際運転免許証、D 国における同社の登記証、事業主の子に宛てた手紙、D 国における同社での業務中の写真及び同社の決算書を提出するので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと主張している。

このため、当委員会は、A 社の申立期間当時の事業主の子で申立人の C に照会したところ、同人は、「私は昭和 41 年か 42 年頃から同社で受付をしており、申立人はその 1 年半くらい後に初めて同社に来た。それからちよくちよく来ていたが、同社の仕事をしているということは後から知った。」と供述していることから、申立人が申立期間に同社に関わる仕事をしていたことはうかがえる。

しかしながら、申立人がA社において同期入社であったと記憶していた3人の同僚は、一人は既に死亡し、一人は健康上の理由から回答を得られず、一人は住所不明であることから、当該同僚から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、D国滞在中の給与について、「社長が1か月か2か月に1回D国に来て、そのときに封筒に入った現金を渡された。金額は1か月に18万円で、社長が2か月に1回しか来なければ2か月分渡された。それは仕入れ代金、現地社員の給料、会社の経費等全て込みで、日本円で支払われる場合には端数は無かった。給与明細書はもともと無かった。」と供述していることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立人から提出された国際運転免許証、A社のD国における登記簿、D国から事業主の子に宛てた手紙、D国で業務中に撮影したとする写真及び同社の決算書からは、申立人が申立期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できない。

以上のことから、申立人から提出された新たな資料及び情報については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 40 年 1 月 4 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 38 年 10 月から平成 15 年 9 月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「社員名簿表」により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記「社員名簿表」における申立人の社会保険の資格取得日は、昭和 40 年 1 月 4 日と記録され、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している上、厚生年金保険の記号番号は、申立人の基礎年金番号と一致している。

また、A社は、保険料の控除を確認できる資料を保存していないことから、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

さらに、A社は、当時は社員数も少なく、保険料を控除していれば、納付通知との差は1か月から2か月間のうちには分かるはずであり、申立期間において、昭和 39 年の算定基礎届を提出する際にも担当者は気付くと思うことから、資格取得届の提出漏れではなく厚生年金保険に加入させない何らかの理由があったと思われるが、その理由は不明である旨供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間において被保険者記録が確認できる 15 人のうち所在が判明した 9 人に照会したところ、5 人から回答を得られたが、入社から厚生年金保険の資格取得までの期間において、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が 18 万円となっている。この標準報酬月額を定めた平成 6 年 10 月の定時決定の基礎となる同年 5 月、6 月及び 7 月は、いずれも産後休業により報酬支払の基礎日数が 20 日未満であることから、本来であれば算定の基礎となる対象期間から除外されるべきである。しかしながら、同社は同年 7 月を対象期間として算定基礎届を作成し、社会保険事務所（当時）は同届どおりに定時決定を行っているものと考えられる。

申立期間の標準報酬月額を平成 5 年 10 月定時決定による 22 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答により、申立人は申立期間当時に育児休業を取得しておらず、同社に継続して勤務していたことが確認できるとともに、給与支払明細書により、申立人は、申立期間において事業主により標準報酬月額 18 万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立人に係る給与支払明細書により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額を支給されていたことは確認できるものの、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による記録訂正の対

象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立期間における標準報酬月額が 18 万円となっていることについて、申立人は、「平成 6 年 5 月、6 月及び 7 月は、事業所の所定勤務日数から欠勤日数を控除して支払基礎日数を算出すると、いずれも 20 日未満となることから、算定の対象期間から除外されるべきである。」旨主張するが、社会保険庁（当時）の通知「標準報酬月額の定時決定等における支払基礎日数の取扱いについて」（平成 18 年 5 月 12 日、庁保険発第 0512001 号）によると、所定勤務日数から欠勤日数を控除して支払基礎日数を算出する取扱いは、平成 18 年 5 月に統一化が図られたものであることが確認でき、それ以前の取扱いについて、当該事業所の管轄年金事務所は、「5 月、6 月及び 7 月の給与計算の締切日までの歴日数から欠勤日数を差し引いた日数を支払基礎日数と決定していた。」旨説明していることから、申立期間の標準報酬月額は、歴日数から欠勤日数を控除した支払基礎日数に基づき決定されたものであると推認される。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月1日から57年2月1日まで
② 平成7年1月5日から11年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無い。同社には正社員として雇用され、事務と広報の仕事を担当していた。同社で働き始めた時、経理担当者から社会保険に加入していると言われたのを記憶している。同社に勤務したことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社の元事業主は、「申立人について、時期は覚えていないが、時々同社に出入りしていた記憶がある。しかし、同社に勤務したことは無い。」と供述している。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和60年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、オンライン記録によると、平成11年5月1日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間①及び申立期間②のうち同年5月1日から同年9月1日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人は申立期間①を含む昭和56年1月から58年1月まで国民年金に加入し、保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

さらに、A社に係るオンライン記録により、申立期間②において被保険者となることが確認できる従業員3人のうち連絡先の判明した二人に申立人の勤務状況等について照会したところ、両人とも申立人を記憶していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月1日から5年12月31日まで
② 平成6年5月1日から7年2月1日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額より低く記録されている。A社では、給料は毎月30万円支給され、その他住宅手当等も支給されていた。また、B社では給料は毎月50万円支給され、その他交通費等も支給されていた。申立期間当時の給与明細書等は保有していないが、両事業所とも経営状態が思わしくなく、実際の給与額とは異なる給与額を管轄の社会保険事務所(当時)へ届け出ているものと思われる。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社では、給料は毎月30万円支給され、その他住宅手当等も支給されていたが、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低額となっている旨主張している。

しかしながら、申立期間①のうち平成3年7月1日から同年8月20日までの期間について、A社の元事業主は、「社会保険の手続は、自身が一人で行っていた。厚生年金保険料の支払がままならないので、従業員の基本給を10万円くらいにし、実際の保険料控除額も減額していたと思う。」旨供述しているところ、申立人は給与支払明細書等を保有しておらず、また、当該元事業主は、賃金台帳等を保管していない旨回答していることから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、当該期間について、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額を遡って訂正する等の不自然な処理を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、雇用保険の記録により、平成3年8月20日にA社を離職して

いることが確認できる上、同年10月1日から同年12月29日まで失業等給付を受けていることが確認できるところ、当該離職日以降の給与の支払について、同社の元事業主は、経営が大変な時期で、給与は払える状態ではなかった旨供述している。

申立期間①のうち平成4年10月1日から5年12月31日までの期間については、オンライン記録により、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、11万8,000円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月31日より後の6年1月19日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できるが、同社の元事業主は、当該期間についても経営が大変な時期で、給与は払える状態ではなく、また、申立人の勤務について明確に記憶しておらず、給与を払っていないので厚生年金保険料の控除もしていなかった旨供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、B社では、給料は毎月50万円支給され、その他交通費等も支給されていたと主張している。

一方、オンライン記録によると、B社の申立期間②に係る申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年5月から同年9月までが32万円、同年10月から7年1月までが50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月1日より後の同年2月16日付けで、遡って11万円に減額訂正されている上、同社において申立人を含む19人についても標準報酬月額が、同日付けで同様に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、B社の商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、上記減額訂正処理日において、同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、B社には社会保険料の滞納があり、上記減額訂正処理について、訂正手続を事業主と相談の上、自身が管轄社会保険事務所へ出向き、事業主に一任され届出を行い、当該訂正内容については、その影響するところを十分に理解していた旨供述している。

さらに、オンライン記録により、B社の従業員17人に申立人の業務内容について照会したところ、複数の者が、申立人は経理担当であった旨回答していることから、申立人は、同社の経理担当役員として、当該訂正処理に関与していたものと認められる。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、自らの標準報酬月額の減額訂正手続に関与しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち平成6年11月1日から8年12月1日までの期間について、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間①のうち平成8年12月1日から10年11月1日までの期間及び申立期間②について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月1日から10年11月1日まで
② 平成11年12月1日から12年7月1日まで

A社の事業主として勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。当時の役員報酬が分かる資料を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち平成6年11月から8年11月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同年12月6日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されている上、申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで減額訂正された者が二人確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票、不納欠損決議書及び事業所別滞納状況表から、同社は平成7年7月以降に社会保険料の滞納が頻繁に発生し、同社が納付に苦慮していた状況がうかがえる。

さらに、申立人から供述を得ることはできないが、A社で取締役をしていた申立人の妻は、「自分は営業を担当しており、申立期間当時の経営状況について詳しいことは分からないが、社会保険料の滞納があり、また、会社の実印（代表者印）は申立人自身が管理していたと思う。」旨供述している上、同社の元経理担当者は、「申立期間当時、

同社は経営悪化により社会保険料の滞納があり、事業主である申立人が社会保険事務所（当時）から呼出しを受けて、その交渉に当たっていた。」旨供述していることから、申立人は、同社の代表取締役として、標準報酬月額が減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、申立期間①のうち平成8年12月から10年10月までの期間及び申立期間②について、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な処理は認められない。

また、申立人が提出したA社における法人所得の事業年度別確定申告書に添付されている「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」によると、申立人の平成8年12月から9年6月までの期間の報酬（賞与を除く。）が支払われていないことが確認できる上、9年7月から10年10月までの期間及び申立期間②の報酬月額に見合う標準報酬月額は、それぞれ59万円及び14万2,000円であり、オンライン記録（9万2,000円及び9万8,000円）より高い標準報酬月額であることが確認できるものの、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月9日から40年4月26日まで

A社の取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和38年4月に夫婦で同社を設立し、亡くなるまで保険料は控除されていた上、納めていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出されたA社に係る創立総会議事録及び同社法人税申告書の控えにより、申立人は昭和38年7月以降、同社の経理担当取締役として同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社の成立は昭和38年7月8日であることが確認できることから、申立期間のうち同年4月9日から同年7月7日までの期間について、同社は法人事業所として成立していないことが確認できる。

さらに、昭和39年頃A社で学生アルバイトとして同社の手伝いをしていたとする申立人の甥は、同社は、社長である申立人の妻、専務である申立人と自分しかいなかった旨供述していることから、同社は、当時の厚生年金保険の強制適用事業所の要件である5人以上の従業員を使用していなかったものと考えられる。

加えて、オンライン記録により、申立人は、昭和39年9月1日から死亡するまで国民年金に加入していることが確認できるとともに、申立人の妻は、申立期間を含む36年4月から52年6月までの195か月分の国民年金保険料を55年6月30日に一括して特例納付していることが確認できる上、両人の国民年金記号番号の払出しは、年金事務

所の回答及び申立人の妻の国民年金被保険者台帳の記載内容から、申立人が死亡した後に払い出されている状況がうかがわれ、申立人及びその妻は、申立期間当時においてA社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことを認識していたと考えられ、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 1 月 30 日から 28 年 11 月 10 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、学校を卒業後に入社し、途中出征したが、昭和 21 年に復員してから 30 年までずっと勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の氏名が記載されておらず、同社の商業登記簿も確認できないため、申立期間当時の事業主を特定することができない。

また、申立人が申立期間当時に社長だったとする者は既に死亡していることから、この者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社に継続して勤務していたと主張する一方、同社の経営状態は悪く、給料の遅配があったため、自身も含め同僚数人が下請会社などにそれぞれ派遣された旨供述しており、申立人は、派遣されていた期間の給料は、派遣先から直接支給されていた旨供述している。

加えて、申立人は、他社へ派遣された従業員として、同僚 3 人の姓を記憶しているところ、A社に係る被保険者名簿によると、一人は被保険者名簿に氏名が無く、一人は申立人と同様に、同社において被保険者となっていない期間があり、残る一人は空白期間は無いが、これら 3 人のうち二人は所在不明であり、一人は病氣療養中のため供述を得ることができないことから、同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

その上、被保険者名簿によると、A社において、被保険者期間に空白のある従業員は、

申立人及び上記同僚を含め4人確認できるほか、申立期間に被保険者であったことが確認でき、連絡先の判明した従業員3人のうち、回答のあった一人は、申立期間当時、申立人は、同社に勤務していなかった旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年12月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の上司及び同僚の各一人の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、上記の上司は、A社は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料の控除は無かったと供述しており、オンライン記録によると、同人及び上記同僚とも同社での厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主に照会したが回答は無く、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 49 年 11 月まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の回答及び申立人が記憶している同僚一人の供述から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A 社の給与事務を担当していた申立期間当時の事業主の妻は、同社は厚生年金保険に加入しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料の控除はしていなかったと供述している。

さらに、上記の同僚は、A 社は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料の控除は無かった、また、同社に勤務していた期間は、国民年金に加入していたと供述しており、オンライン記録によると、同人は申立期間において国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

加えて、C 市役所から提出された国民健康保険の記録によると、申立人が C 市に転入した昭和 49 年 9 月から、申立人は同保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。